



# 佐賀県公報

平成18年  
9月15日  
(金曜日)  
第 12806号

## 目 次

(印は、県例規集に登載するもの)

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (五七二・障害福祉課) 一
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始

## 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する公示

- 開発行為に関する工事の完了

- 県営大谷地区土地改良事業計画決定

- 唐津市営馬場野地区土地改良事業施行決定

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更

- 一般県道鷹島肥前線道路改良工事に係る公募型指名競争入札 (道 路 課)

## 教育委員会事項

- 佐賀県教育委員会公印規程の一部改正

## 人事委員会事項

- 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正

## ○ 告 示

(訓令甲・一) 六  
(訓令・一) 六

る。

平成十八年九月十五日

佐賀県知事

古川

康

## ● 佐賀県告示第五百七十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十八年九月十五日

一 (一) 自立支援医療の種類

育成医療

佐賀県知事

古

川

康

指定医療機関の名称	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
独立行政法人 国立病院機構 東佐賀病院	心臓脈管外科 に関する医療	三養基郡みやき町大字原古賀 七三三四番地	平成一八・ 九・一
独立行政法人 国立病院機構 東佐賀病院	心臓脈管外科 に関する医療	三養基郡みやき町大字原古賀 七三三四番地	平成一八・ 九・一
医療法人啓心 会 啓心会病院	整形外科に する医療	鳥栖市原町浦田六七〇番地一	平成一八・ 九・一
		"	"

## ● 佐賀県告示第五百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月十五日から平成十八年十月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類 及び路線名	道路の区間				変更前 幅員 メートル	変更後 幅員 メートル	区域
	区	間	後	前			
三養基郡みやき町大字中津隈字千飯二九一八番地先から三養基郡みやき町大字中津隈字千飯二九一八番地先まで		後	一〇・四	七・八	四五・一一	七・八	三養基郡みやき町大字中津隈字千飯二九一八番地先から三養基郡みやき町大字中津隈字千飯二九一八番地先まで
北茂安三田川線		前	八・〇	七・四	四五・一一	七・四	北茂安三田川線

## ●佐賀県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のじおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年九月十五日から平成十八年十月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三養基郡みやき町大字中津隈字千飯二九一八番地先から三養基郡みやき町大字中津隈字千飯二九一八番地先まで	平成一八・九・一五	合計 130台
北茂安三田川線		(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

## ○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準

用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年9月15日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーモリナカ本庄店

佐賀市大字本庄字一本松1164番地 外

(2) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 1,608平方メートル  
(変更後) 2,014平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前)

建物敷地内 130台

(変更後)

建物敷地内 101台  
A棟屋上部 29台

合計 130台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前)

A棟南側 72平方メートル  
(変更後)

A棟南側 72平方メートル  
B棟西側 18平方メートル  
合計 90平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

午前 9 時

(変更後)

午前 9 時 (年間10日に限り午前 8 時)

(イ) 乗客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前 8 時30分から午後11時30分まで

(変更後)

午前 8 時30分から午後11時30分まで

(年間10日に限り午前 7 時30分から午後11時30分まで)

(3) 変更する年月日

平成19年 4 月 30 日

2 届出年月日

平成18年 8 月 29 日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成18年 9 月 15 日から  
平成19年 1 月 14 日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年 9 月 15 日

佐賀県知事 古川 康

開発区域内含まれる地域の名称

神埼市神埼町本告牟田字二ノ鶴3081番地1 及び3082番地2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀市駅前中央一丁目13番39号

太平不動産株式会社

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）大谷地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年11月1日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成18年 9 月 15 日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備）大谷地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年 9 月 19 日から平成18年10月17日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

唐津市長 坂井 俊之から協議のあつた唐津市営土地改良事業（ため池等整

備用排水施設整備)馬場野地区の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成18年11月1日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。

平成18年9月15日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

唐津市営土地改良事業(ため池等整備 用排水施設整備)馬場野地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年9月19日から平成18年10月17日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

一般県道鷹島肥前線道路改良(地方道)(離島)事業について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年9月15日

佐賀県知事 古川 康

1 工事の概要

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定をした道路について、建築基準法施行細則(昭和36年佐賀県規則第14号)第12条の規定により、次のとおり変更を承認した。

平成18年9月15日

佐賀県知事 古川 康

指定番号 第9号

指定年月日 昭和57年2月3日

変更番号 変更1

指定番号	第9号
指定年月日	昭和57年2月3日
変更番号	変更1

指定番号	第9号
指定年月日	昭和57年2月3日
変更番号	変更1
(4) 予定期	約15か月間

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被輔助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、鋼構造物工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、鋼構造物工事Aの決定を受けていること。

(4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間に受けていないこと。

(5) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(6) 鋼構造物工事について営業年数が3年以上であること。

(7) 九州管内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(8) 最大支間長30メートル以上の鋼道路橋上部工事（製作及び架設のいざれも行ったことを要する。）について、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。）を有すること。

(9) 現場打ちPC床版の鋼道路橋上部工事について、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。）を有すること。

(10) (8)及び(9)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理技術者又は主任技術

者として当該工事に専任で配置できること。

## 3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 上記2(8)及び(9)に掲げる工事の施工実績調書及び実績を証する書類（仕様書、図面等）

(3) 配置予定技術者調書及び実績を証する書類（監理技術者資格者証、検定合格証明書、竣工時工事カルテ受領書の写し等）

(4) 営業所一覧表（許可業種も記載されているもの）

(5) 経営事項審査結果通知書の写し（平成17年3月1日から平成18年2月28日までの間に審査基準日があるもの）

## 4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
申請書及び提出資料作成要領については、平成18年9月15日（金）から平成18年9月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の9時から16時まで佐賀県唐津土木事務所総務課において配布する。また、佐賀県ホームページ（URL：http://www.pref.saga.lg.jp）にも同期間掲載する。

(2) 公告内容等に関する質問について

公告内容に関する質問は平成18年9月21日（木）までに文書（様式自由）により、(3)のイの受付場所に持参するものとする。質問についての回答は佐賀県ホームページ（URL：http://www.pref.saga.lg.jp）の掲載により行うものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付等

3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。

3の(2)から(5)までについては、書面にてイの受付場所に持参するものとする。

ア 受付期間 平成18年9月21日(木)から平成18年9月29日(金)まで  
 (土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで  
 イ 書面による受付場所 佐賀県唐津土木事務所(唐津市ニタ子三丁目1番5号  
 番5号)  
 佐賀県唐津土木事務所総務課  
 電話 0955-73-2862

める。

(3) 問い合わせ先

郵便番号847-0861 唐津市ニタ子三丁目1番5号

番5号)

電話 0955-73-2862

5 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。  
 本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 入札予定期

平成18年10月

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号

の規定により免除する。

イ 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保  
 を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、  
 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結  
 を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請  
 負代金額の10分の1以上とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みを  
 した者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。  
 なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ち  
 に電子入札システムによるくじ引き処理を実施して落札者を定

●佐賀県教育委員会訓令甲第1号

佐賀県教育委員会訓令甲第1号

教育事務所  
教育機関

佐賀県教育委員会規程(昭和六十二年佐賀県教育委員会訓令甲第1号)

の一部を次のよき改正する。

平成十八年九月十五日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

第十一條第一項中「田納長又は委任出納員」を「公印管守者」に改め、「之  
 へて、佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第115号)第百六十一条の規  
 定による提出の手続をした上れば、当該田公印」を削除。

監 聞

この訓令は、公布の日から施行する。

○ 人事委員会事項

●佐賀県人事委員会訓令

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

別表第十二号中「答弁書」の下に「同規則第八条第二項及び第九条第二項に規定する反論書その他の準備書面」を加え、同表第十三号を次のように改める。

十三 不服申立規則第八条第六項（同規則第九条第六項において準用する場合を含む。）の規定により申出のあつた証拠の認否に係る書面の收受及び発送に関すること。

別表中第三十三号を第三十五号とし、第十四号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 不服申立規則第八条第十二項（同規則第九条第六項において準用する場合を含む。）に規定する審理調書の発送に関すること。

十五 不服申立規則第十条第三項に規定する準備手続調書の発送に関すること。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円（送料共）  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年九月十五日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷